

つくばみらい市教育委員会規則第2号



つくばみらい市外国語指導助手（ALT）任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

つくばみらい市教育委員会



つくばみらい市外国語指導助手（ALT）任用規則の一部を改正する規則

つくばみらい市外国語指導助手（ALT）任用規則（令和6年つくばみらい市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第4条第1項第2号中「幼稚園」の次に「、保育所」を加える。

第14条第1項第17号中「（昭和40年法律第141号）」を削る。

第28条第2項第4号中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

第31条第1項中「第20号」を「第18号」に、「第21号」を「第19号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

任用年数	月額	年額
1年目	225,000円	2,700,000円
2年目	235,000円	2,820,000円
3年目	245,000円	2,940,000円
4年目以降	255,000円	3,060,000円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。